

市町村（学校組合）教育委員会 教育長 様

長野県教育員会教育長

「医療非常事態宣言」の発出を受けた県立学校の対応について（通知）

令和 3 年 1 月 14 日に県内医療現場の逼迫している状況を踏まえて、県から別添 1 のとおり「医療非常事態宣言」が発出され、県立学校においては、引き続き「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づき学校運営をするとともに、「医療非常事態宣言」期間中（令和 3 年 1 月 14 日から 2 月 3 日まで）は、下記により感染症対策等を徹底するよう別添 2 のとおり通知しました。

つきましては、県立学校の対応について御承知いただくとともに、貴教育委員会におかれましても、県立学校の感染症対策等を参考に御対応いただくようお願いいたします。

記

1 教育環境の確保について

（1）基本的な感染症対策を一層徹底する。

- ・朝晩の検温等健康チェックの実施
- ・手洗い、マスク着用、共用部分の消毒
- ・3密の回避（身体的距離の確保、30分に1回の換気等）
- ・感染リスクの高まる場面（居場所の切り替わり、食事や体育などマスクを外す場面等）
に特に留意

（2）児童生徒等や家族に発熱等の風邪症状がある場合は、その間登校しないこと。

また、同居の家族が濃厚接触者となった場合は、当該者の陰性が確認されるまでの間、登校を控えること。

（3）通学に電車・バスを利用する場合は、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち会話を控えるなどの乗車マナーを徹底するよう指導する。

（4）教職員に対する感染予防・まん延防止対策については、令和 3 年 1 月 13 日付けの「新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大防止策の徹底等について（通知）」により感染拡大防止策の徹底を図る。

2 各教科等の指導における感染症対策について

徹底した感染症対策を実施した上で、各教科の指導を行うものとするが、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わない。

（例）

- ・各教科等に共通する活動として、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽における、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭、技術・家庭における、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習

- ・体育、保健体育における、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

3 学びの保障について

- (1) 児童生徒の学びの保障や心身への影響の観点から、地域一斉の臨時休業又は分散登校は、原則実施しない。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあっては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」とともに、「学びの継続計画」に基づき、当該児童生徒に対して遠隔学習により学びを保障する。
 - ・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・児童生徒の同居の家族が濃厚接触者となった場合
 - ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでないと判断した場合
 - ・児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

4 学校行事等の実施について

徹底した感染症対策を講じても、感染の可能性が高く安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

5 部活動について

- (1) 徹底した感染症対策を講じた上で実施するものとするが、前記2の例で示した活動は行わない。
- (2) 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を行わない。
- (3) 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底する。

6 特別支援学校における配慮について

スクールバスの過密化解消や登校時における感染リスク軽減のため、必要に応じて保護者送迎の協力依頼をする。

7 その他

- (1) 「医療非常事態宣言」期間中の対応については、今後の状況の変化により必要に応じて見直しを行う。
- (2) 県立中学校・高等学校の卒業式の実施の可否および実施方法等については、感染状況・感染レベルに応じた方向性を検討し、2月中頃をめどに決定し各学校に示す予定。
- (3) 県立高等学校入学者選抜にあたっては、校舎内の消毒を実施した上で、前期選抜実施前の2日間、後期選抜実施前の3日間を原則「校舎内立ち入り禁止」とするなど必要な感染症対策を講じた上で実施する。安全かつ確実に入学者選抜が実施できるよう、生徒一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、教職員においても感染症対策を一層徹底する。

長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係
(課長) 桂本和弘 (担当) 三ツ井邦仁、早川孝一
電話 026-235-7426 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 4338
FAX 026-235-7494
E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp